

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	予算科目	4-1-4-(3)
事業名	環境保全対策事業		

■基礎情報

目的	町内環境の維持、向上を図るため水質・大気をはじめとした環境衛生の向上を図る。		
事務内容	・ 狂犬病予防業務 ・ 公害対策業務 ・ 環境保全対策関係補助金交付業務 ・ 愛北広域事務組合（火葬場）関係業務		
現在における経過又は課題	①雑草繁茂の問題については、速やかに土地所有者に対し通知文書を送付し、草刈など土地の適正管理の対応をお願いしている。しかしながら、土地所有者が業者に草刈を依頼する場合、業者が繁忙期のため早期の対応が取れず、改善まで時間を要することがある。 また、土地の適正管理の依頼文書を送付しても、多額の費用が掛かるなどの理由で対応に応じない土地所有者も一部ある。 ②室内犬の普及で咬傷事故の心配もないことから、狂犬病予防注射に対する飼い主の意識が低下している傾向にある。 例年、狂犬病予防注射月間（４月から６月）終了後に、未接種犬の飼い主に対し再度の接種案内をしているが、未だ一定数の未接種犬がいるため、より適切な時期に再度の接種案内をする必要がある。 また、飼い犬が死亡した場合、飼い主からの届出がないと狂犬病予防注射案内を送付してしまうため、届出に対し定期的に周知していく必要がある。 ③愛知県との協調補助である住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金については、県の補助基準額の増額に連動し、令和7年度から蓄電池の補助額を増額するとともに対象設備を拡充した。今後、制度改正の周知を図り、住民に対し設備導入を促すことで温室効果ガスの排出抑制に繋げていく必要がある。 また、大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、計画達成状況を分析・評価していくうえで温室効果ガス排出量の実績調査を行う必要がある。		
令和7年度の目標又は改善策	①雑草繁茂の問題について、引き続き土地所有者に対し通知文書を送付し、草刈など土地の適正管理をお願いをしていく。また、業者が繁忙期のため早期の対応を取っていただけない課題については、複数の地元造園業者を案内することで、早期の対応へ繋げて行きたい。 なお、費用面などの理由で対応に応じない土地所有者に対しては、定期的に連絡したり訪問するなどし、進捗状況を確認しながら粘り強く対応を求めていく。 ②狂犬病予防注射については、咬傷事故の重大性も盛り込んだうえで、予防注射の必要性を広報紙やホームページで働きかけていく。また、未接種犬に対する接種案内については、狂犬病予防注射月間（４月から６月）終了後の７月に再度の案内するとともに、その３か月後にあたる１０月頃にも再び接種案内をすることで予防注射接種率を上げ、適正飼育の向上を図っていく。 なお、飼い犬が死亡した際の届出については、広報紙やホームページで周知するとともに、予防注射案内でも周知することで手続きの浸透を図っていく。 ③住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、幅広く補助金を活用していただけるよう、定期的に広報紙やホームページで周知することで温室効果ガスの排出抑制に繋げていく。 また、大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、短期目標年度である2020（令和2）年度と中期目標年度である2030（令和12）年度の中間年にあたる2025（令和7）年度に温室効果ガス排出量の実績調査を行い、削減目標値に対する達成状況を把握するとともに、必要に応じて国や県の計画と連動した実行計画の改訂を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第 1 節	環境保全					
成果指標	・ 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金利用累計件数（実績値は太陽光発電設備の件数のみ） ・ 令和 7 年度から対象設備の拡充や補助金額の増額などを行った。							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	412件	605件	628件	639件	646件	655件	671件	685件

成果指標	アダプトプログラム登録数							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	31	33	33	34	34	35	36	38

成果指標	狂犬病予防接種率							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	83.30%	80.10%	80.40%	72.80%	82.90%	89.08%	94.78%	88.00%

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）			R4実績	R5実績	R6実績	R7目標

■次年度以降の予定

住宅用太陽光発電システムや燃料電池などの設置に対する補助を継続的に実施し、地球温暖化防止に向けた取り組みを幅広く周知し意識の拡大を図る。	
--	--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	狂犬病予防注射（集合注射に伴う案内状発送、注射受付事務等）各地区集会場など
5	
6	
6	町内水質調査（通水期）
7	町内地下水調査（通水期）
8	五条川自然塾
8	町内大気測定
12	町内水質調査（渇水期）
2	町内大気測定
2	町内地下水調査（渇水期）
通年	公害等の苦情処理、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付事務、 狂犬病予防事務（犬の登録・注射済み証交付）、地域猫活動支援補助金交付事務、 スズメバチ駆除補助金交付事務、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂業務

■目標又は改善策に対する取組内容

①雑草繁茂の問題については、土地所有者41名に対し、速やかに通知文書を送付して草刈りなど土地の適正管理の対応をお願いした。また、適正に管理をしていただけない方に対しては、このまま放置してしまうと隣地にも被害を及ぼすことや不法投棄の原因となっていくことなどを訴えかける内容の依頼を行った。そのほか広報紙などにより土地の適正管理についての啓発に努めた。

②狂犬病予防注射接種については、236頭の未接種犬の飼い主に対し、7月末に依頼文書を送った結果、87頭の接種と25件の死亡連絡があった。また、複数年にわたり予防接種をしていない飼い主宅を訪問して実態調査を行い、現在の飼育状況を聞き取るなど飼育状況の把握に努めた。

③住宅用地球温暖化対策整備設置費補助金については、対象設備を拡充させ、幅広く補助金を活用していただけよう広報おおぐちや町ホームページで周知した結果、申請件数が例年よりも多く（令和6年度34件、令和7年度42件）、11月中頃には、予算額に達し、補助金申請受付を終了した。

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、2023年(令和5年)時点における本町全域における温室効果ガス排出量の推計値を把握するとともに、国・県の計画との整合を図るため、実行計画の改定を行った。

■評価

①雑草繁茂の問題については、土地所有者への文書通知等もあって、概ね対応していただいた。しかし、適正な管理がされていない土地は、次年度以降も同様な苦情が発生することが予想されるため、現況を注視しながら、土地所有者に対し、継続的な対応を求めていく。

②狂犬病予防注射については、未接種犬の飼い主への予防接種依頼及び実態調査による登録頭数の是正を行ったことにより、狂犬病予防接種率が目標値(88%)を大幅に上回ることができた(94.78%)。今年度の結果から狂犬病予防に対する意識は概ね浸透しているものとして評価している。適正飼育の向上に向け、今の取り組みを継続的に行っていくことでさらなる予防接種率の向上に努めていく。

③住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、令和7年度から拡充されたZEH基準の住宅に対する補助を始め、例年よりも多く申請されたことから町内における再生可能エネルギーの導入・利用促進や省エネルギー対策が進んだと思う。目標達成に向け、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー対策に対する支援を引き続き実施していく。

「持続可能な脱炭素社会の創造」を基本理念とした「第2次大口町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定した。本町で排出される温室効果ガスは、産業部門が占める割合が他市町と比べ大変多く、企業活動とも連動していることから、目標達成への道程は非常に厳しいものであると感じている。計画に掲げる各種施策を町民・事業者さらには、国や県と連携・協働で取り組んでいくことで目標達成を目指していく。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	予算科目	4-2-1-(3)
事業名	廃棄物処分事業		

■基礎情報

目的	廃棄物を適正処理することにより、町内環境の向上を図る。
事務内容	・不法投棄防止業務 ・可燃ごみ処理委託業務 ・埋立てごみ処理委託業務 ・新ごみ処理施設建設関係業務 ・江南丹羽環境管理組合関係業務
現在における経過又は課題	①不法投棄が続く場所には不法投棄防止看板や迷惑行為である旨を訴える看板を設置し、不法投棄されにくい環境づくりに努めているが、決定的な解決には至っていない状況にある。 また、適正処理困難物（タイヤ、消火器、テレビ等）の不法投棄がある不燃物集積場に対しては、違法であることを周知した写真入りの看板を設置し注意喚起をした結果、一定の効果は見受けられたが、再び、不法投棄物が増加した場所も一部ある状況にある。 ②粗大ごみ収集運搬処理について、現在は排出する住民から予約をしていただき、毎週火曜日に収集運搬を行っているが、受付業務を行う資源リサイクルセンターの休業日が、令和4年度から日曜日・月曜日になったため、排出者からの予約やキャンセル等に関する対応が、前日に出来ない状況にある。 ③可燃ごみの散乱被害については、可燃ごみボックスを貸与し設置することで、カラスやネコからの被害に対し対策をとってきた。令和元年度から令和6年度までに81カ所設置したことで、被害を低減させることが出来たが、経年劣化によりボックスの天板部分が腐食し、開閉に支障が出始めている。 また、依然として散乱被害に遭う場所については、積極的に可燃ごみボックス設置のアピールを行い、地域住民の協力や土地（設置場所）の提供等、更なる協力依頼や普及促進に努める必要がある。
令和7年度の目標又は改善策	①不法投棄が続く場所には不法投棄防止看板や迷惑行為である旨を訴える看板を設置するとともに、状況を見て警察署へ被害届を提出し、パトロールの強化を依頼していく。 また、不燃物集積場に投棄された適正処理困難物は、すぐに回収せず、写真入りの看板等で違法であることを周知し、注意喚起していくとともに、地元行政区にも協力を依頼し不法投棄対策に取り組む。 なお、不法投棄された場合には投棄者が特定されるようなものがないか確認し、投棄者が特定できた場合には、引き取り及び適正処理の依頼を行うとともに悪質な場合は警察へ通報する。 ②粗大ごみ収集運搬処理について、運搬トラックの使用状況や搬入先の江南丹羽環境管理組合環境美化センターと調整し、収集曜日の変更を検討する。 ③ごみボックスの腐食については、設置状況の確認を行いながら、天板の交換や網を被せる等使用方法で改善を図る。また、ゴミの散乱被害が多いところについては、被害対策のアドバイスに加え、可燃ごみボックスを設置していただくよう案内し、散乱被害対策を行い、効率的なごみ収集を目指す。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第1節	環境保全					
成果指標	廃棄物不法投棄処理件数							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	13件	36件	58件	68件	42件	25件	32件	8件

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	R8目標

■次年度以降の予定

新ごみ処理施設建設に係る協議及び、新ごみ処理施設建設に伴う江南丹羽環境管理組合解散に向けた協議について、構成市町と調整しながら進めていく。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 通年	可燃ごみ収集業務、埋立てごみ収集、運搬及び処理業務委託契約事務 新ごみ処理施設建設関係業務（担当者会議、定例会等） 不法投棄防止業務

■目標又は改善策に対する取組内容

①不法投棄が続く場所については、不法投棄防止看板を10箇所設置し、不燃物集積場に投棄される適正処理困難物については、約1か月間現状のままとし、違法であることを周知した写真入りの看板を12箇所設置し、撤去依頼及び注意喚起に努めた。

②粗大ごみ収集運搬処理について、取り組み主体となる資源リサイクルセンターとの調整を図ったが、人員手配の問題、さらに、新ごみ処理施設建設に関連して粗大ごみの搬入に関する協議を組合及び構成市町間で行っていることからこの件については、引き続き検討を行うものとした。

③可燃ごみボックスの腐食が著しかった場所（10件）については、設置状況の確認を行いながら、天板の交換や網を交換するなどの措置を行った。また、カラスよけネットによるカラス対策は講じているものの、ごみの散乱被害が改善されない可燃物集積場があったため、利用者との調整を行い、カラスよけネットに代わり可燃ごみボックスの設置による集約化を図った。

■評価

①不燃物集積場も含め警察署へ通報に至るような悪質な不法投棄事案はなかったものの、依然として、不法投棄が見受けられるので、引き続き、写真入り注意看板等の設置による注意喚起を行って、不法投棄を未然に防ぎ、不法投棄がされにくい環境づくりへ努めていきたい。

②粗大ごみの収集については、新ごみ処理施設建設に係る組合及び構成市町との協議対象となっていたため、引き続き検討を行っていくものとするが、その間、緊急を要するものについては、環境対策室の方で対応することで、排出者からの要望に応えることは可能であると思われるので、情報共有を密にして連携漏れがないよう努めていきたい。

③カラスや猫による散乱被害で困っている可燃ごみ集積場に可燃ごみボックスを貸与し、設置したことによって、カラスや猫による散乱被害の低減、可燃ごみ収集場所の集約化などが図られているものと評価している。今後も引き続き、カラスや猫による散乱被害に困っている住民に対し、設置希望場所を聞き取ったうえで、設置可能であれば、設置に向けて積極的に支援をしていきたい。

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	予算科目	4-2-2-(3)
事業名	ごみ減量・資源化事業		

■基礎情報

目的	資源の分別を徹底することにより焼却ごみを減少させ、循環型社会の構築を図る。		
事務内容	・ごみ減量・資源化施策の企画・立案 ・資源リサイクルセンターの管理、運営 ・有機資源保管所の管理、運営 ・生ごみ堆肥化事業		
現在における経過又は課題	①可燃ごみの減量について、広報紙等でごみ分別を呼びかけた結果、一人一日あたりの家庭系可燃ごみの量は、減少している。しかし、江南丹羽環境管理組合で行う組成調査の結果から依然として、可燃ごみの中には、資源化可能なごみの混入が見受けられ、さらなる分別・資源化が必要である。 事業系可燃ごみについては、江南丹羽環境管理組合で行う組成調査の結果から分別が出来ていない事業所に対して訪問による指導を行っている。 また、シュレッダーごみを可燃ごみとして処理している事業所があるため、分別周知をし資源ごみとして処理するよう促す必要がある。 ②生ごみの処理について、令和6年度に行ったアンケート調査から、家庭用生ごみ処理機を「良いものであれば使用してみたい」と38%の住民が回答している。 また、生ごみが発生する事業所では、何らかの補助制度があれば、業務用生ごみ処理機で資源化を行っても良いと8%の事業所が回答している。 剪定枝・草の処理について、同様のアンケート調査から、有機資源保管所を知らない住民や「運搬の手段がない」、「少量だから」などの理由で、剪定枝や草は可燃ごみで処理すると54%の住民が回答している。 ③食品ロス削減については、重要性をアピールするため10月の「食品ロス削減月間」に合わせ、フードドライブ活動を開催し、広く周知を図っているが、引き続き町内事業所に対しても、フードドライブ活動の取組みを周知すると共に食品廃棄物や食品ロス解消を呼びかける必要がある。		
令和7年度の目標又は改善策	①可燃ごみの減量については、生ごみの水切りや混在しているざつがみやプラスチック類の分別を行うよう、引き続き広報紙などで呼びかけ、さらなる分別・資源化に努めていく。 事業所に対しては、江南丹羽環境管理組合で行われる可燃ごみの組成調査結果を基に、分別の出来ていない事業所に対し訪問による指導を行うとともに、併せて資源ごみ集団回収助成金の案内を行う。また、町内事業所に対し、シュレッダーごみを資源ごみとして処理を行うよう呼びかけ、リサイクルルート紹介を行い資源化の促進を図る。 ②生ごみ処理機器購入補助金について、令和6年10月から町外の販売店でも購入ができるよう要綱の改正を行ったため、今後は、生ごみ処理機を使うことで得られるメリットなど、使用について幅広くPRを行い、利用者を増やし、ごみの減量化や堆肥化に努める。 また、事業所に対する業務用生ごみ処理機設置への補助金制度について、すでに実施している自治体への調査・研究を行うなど、補助制度創設の可能性について検討するものとする。 剪定枝・草について、有機資源保管所で分別収集を行っていることや、資源の有効活用にご協力をしていただくなど、広報などで幅広く周知し、普及促進を図るとともに、利便性の向上に向け、既存の収集方法以外の収集方法の導入可能性を研究し、可燃ごみの減量・資源化に努める。 ③食品ロス削減については、10月の「食品ロス削減月間」に合わせ、フードドライブ活動を行い、食品ロス（直接廃棄、食べ残し、過剰除去）削減を主目的とした周知を図り、日頃から食品ロスを削減する意識を持ってもらうよう、住民や事業所に対し協力を働きかける。 また、飲食業の店舗には、3010運動普及の協力を呼びかけるとともに、店内に啓発ポスターの掲示や三角柱POPの設置を依頼し、食品ロス解消の啓発を行っていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第 1 節	環境保全					
成果指標	1人1日あたりの可燃ごみ排出量（家庭系）							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	387g /人・日	383g /人・日	379g /人・日	377g /人・日	362g /人・日	354g /人・日	352g /人・日	372g /人・日

成果指標	リサイクル率							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値
	38.00%	33.30%	31.80%	31.70%	32.60%	32.10%	算出中	39.00%

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）			R4実績	R5実績	R6実績	R7目標

■次年度以降の予定

分別収集の徹底や資源回収の拡大・定着化のための具体的な方策の検討及び実施、環境配慮型の製品や再生品の使用促進などに努める。	
---	--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	廃棄物減量等推進員分別説明会開催
4	令和7年度一般廃棄物処理計画の告示
4	資源物等収集委託契約の締結
5	大規模事業所、大規模小売店舗からごみ減量計画書提出 必要に応じヒアリングの実施
10	フードドライブ活動、3010運動の実施
2	令和8年度一般廃棄物処理実施計画の策定
3	令和8年度各種委託契約の準備
通年	各月廃棄物収集量の把握 焼却ごみ減量（事業者、地域）に向けての周知・依頼等

■目標又は改善策に対する取組内容

①可燃ごみの減量については、最も多く混在しているざつがみやプラスチック類の分別を行うよう、引き続き広報誌などで呼びかけ、可燃ごみの減量に努めた。

事業所に対しては、江南丹羽環境管理組合で行われる可燃ごみの組成調査結果から、資源ごみ等が多く混入し、分別指導を行った事業所はなかった。

②生ごみ処理機器購入補助金制度について、令和6年10月に要綱を一部改正し、購入する販売店の町内限定の条件を外したことにより、令和6年度よりも大幅に申請が増えた。（令和6年度：5件、令和7年度：19件）

事業所に対する業務用生ごみ処理機設置への補助金制度については、先行自治体の要綱を入手するなど情報収集に努めるとともに、生ごみの資源化に意欲的な事業所がないか一般廃棄物収集許可業者を通じ、把握に努めた。

剪定枝・草における既存の収集方法以外の収集方法の導入可能性について、具現化に向けての検討材料とするため、剪定枝・草を可燃ごみとして大量に排出している集積場がないか調査（繁忙期である6月～11月）を行った。

③食品ロス削減については、10月には、「食品ロス削減月間」に合わせ、フードドライブ活動を行い、食品ロス（直接廃棄、食べ残し、過剰除去）削減を主とした情報の発信に努めた。また、事業所に対しても可燃ごみ減量及びフードドライブの案内を通知し、協力を呼びかけて食品ロス削減の意識を持ってもらうよう努めた。さらに、飲食業の店舗には、3010運動普及の協力を呼びかけたところ、10店舗より賛同を得ることができた。

■評価

①可燃ごみの減量について、家庭系、事業系とも住民、事業者の協力もあって、ごみ処理基本計画で定めた減量目標値（家庭系：1人1日あたり排出量372g/人・日、事業系：総排出量2,100t）をそれぞれ達成（家庭系：1人1日あたり排出量352g/人・日、事業系：総排出量1,919t）することができたことは大いに評価できる。引き続き、減量目標値達成に向け、住民、事業者と協力しながら可燃ごみの減量、資源化に努めていく。

②生ごみ処理機器購入に対する補助制度について、夏場以降、急激に補助申請が増えた。町内店舗以外での購入も補助対象としたことから気軽に購入しやすくなったのではないかと分析している。今後も引き続き、可燃ごみの減量化や堆肥化の促進に向け、補助事業を継続していく。

業務用生ごみ処理機設置への補助金制度の創設及び剪定枝・草の既存の収集方法以外の収集方法の導入可能性については、費用対効果などの課題もあって、調査・研究までに留まった。限られた財源の中、既存の取り組み内で課題解決が図れないかも含め、引き続き検討を行っていく。

③食品ロス削減を主目的とするフードドライブ活動については、昨年度と同様、地元企業からの協力もあって、合計594点の食料品を預かり、大口町社会福祉協議会へ寄附することができた。食品ロス削減は、可燃ごみ減量に大きく寄与することから、3010運動とともに、次年度以降も継続して食品ロス削減に取り組んでいく。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	予算科目	4-2-3-(3)
事業名	し尿処理事業		

■基礎情報

目的	浄化槽等の適切な維持管理を啓発することにより、町内環境の向上を図る。		
事務内容	・し尿汲み取り助成金事業 ・愛北広域事務組合関係業務		・し尿汲み取り委託業務 ・浄化槽清掃業許可業務
現在における経過又は課題	① 10月の浄化槽強化月間にあわせ、広報紙に浄化槽の適切な維持管理（法定検査、保守点検、清掃の義務及び必要性など）についての記事を掲載するとともに、役場ロビーにおいて啓発グッズを配布しPR活動を行っているが、依然、法定検査を受けていない浄化槽がある。 令和5年度、法定検査受検率16.1% 令和4年度、法定検査受検率16.0% 令和3年度、法定検査受検率15.5% 令和2年度、法定検査受検率14.9% ② 汲み取りや単独浄化槽に起因する悪臭や排水に関する苦情があった場合は、原因者宅を訪問し、改善するよう指導をするとともに、下水道供用開始区域の場合は下水道への接続を促すよう促し、単独浄化槽の場合は、合併処理浄化槽への転換を促し、生活環境や水環境の保全を守る必要がある。		
令和7年度の目標又は改善策	① 浄化槽の適切な維持管理（法定検査、保守点検、清掃の義務及び必要性など）については、強化月間以外にも広報紙や啓発グッズの配布などを通じて啓発を行い、法定検査受検の促進を図る。 ② 汲み取りや単独浄化槽に起因する悪臭の苦情については、設置者に原因の状況を確認していただいたうえで、速やかに改善していただき、苦情原因の早期解消に努める。 また、下水道供用開始区域であれば建設課（下水道グループ）と連携し、下水道への接続を促す。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する						
	基本政策	第1節	環境保全						
成果指標									
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値	

■3年間の目標

目標	浄化槽を正しく管理して、将来にわたり安心安全で豊かできれいな水環境を守る。					
項 目（単位）		R5実績	R6目標	R7目標	R8目標	R9目標

■次年度以降の予定

浄化槽強化月間に併せ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽及び下水道への切り替えを促す。	
--	--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
9 通年	広報おおぐち10月号に「浄化槽強化月間」として、浄化槽の適切な維持管理に関する記事の掲載 9月24日から10月1日までの環境衛生週間の期間中、広報紙で浄化槽の適切な維持管理を呼びかける し尿汲取助成金の交付関係事務 愛北クリーンセンター搬入計画の策定

■目標又は改善策に対する取組内容

①10月の浄化槽強化月間に併せ、県と愛知県浄化槽協会と連携して、広報誌に浄化槽の適切な維持管理（法定検査、保守点検、清掃の義務及び必要性など）についての記事を掲載し、役場ロビーにおいて啓発グッズを配布しPR活動を行った。
②浄化槽強化月間に併せ、単独処理浄化槽又は汲み取りトイレから合併処理浄化槽への切替えに伴う、設置費補助の案内を行った。

■評価

①啓発活動により、浄化槽法第11条に定める浄化槽法定検査の受験率が年度ごとに少しずつではあるが上がっており、一定のPR効果があったものと評価している。しかし、愛知県全体（28.2%）と比較すると法定検査の受験率（16.1%）が低いことから、引き続き、県や愛知県浄化槽協会と連携して啓発活動に取り組んでいく。
②家庭系・事業系とも汲み取りや単独浄化槽を起因とする悪臭についての苦情はなかったものの、町内河川の水質保全のため、汲み取りや単独浄化槽設置者に対し、引き続き、下水道管理者（町建設課）連携を図りながら下水道への接続あるいは、合併浄化槽への転換を促していく。